

# 衆議院法務委員会ニュース

平成 28.4.27 第 190 回国会第 14 号

4 月 27 日（水）、第 14 回の委員会が開かれました。

## 1 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案（内閣提出、第 189 回国会閣法第 30 号） 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（内閣提出、第 189 回国会閣法第 31 号）

・岩城法務大臣、太田厚生労働大臣政務官、宮内国土交通大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局並びに参考人に対し質疑を行いました。

（参考人）独立行政法人都市再生機構理事長 上 西 郁 夫君

（質疑者及び主な質疑内容）

### 今 野 智 博君（自民）

- ・技能実習はどのような職種で行われており、技能実習生は特にどのような作業に当たっているのか、伺いたい。
- ・技能実習について、今まで行われてきた不正行為にはどのようなものがあり、不正行為が行われる背景にはどのような要因があると考えているのか。そして、その要因に対して、技能実習法案はどのような対策を講じているのか。
- ・技能実習に係る不正行為を防止するためには、国内での実習実施者に対する管理監督が重要であり、その核になるのは外国人技能実習機構であると考えているが、この機構の役割は公益財団法人国際研修協力機構（JITCO）とはどのように違うのか、見解を伺いたい。

### 吉 田 宣 弘君（公明）

- ・技能実習の対象職種として介護を追加するに当たっては、介護施設の利用者及び技能実習生の双方にリスクがあることを踏まえ、両者の人権に十分配慮するためのきめ細やかな対応を検討すべきと考えるが、厚生労働省の見解を伺いたい。
- ・介護職は対人サービスであることから、技能実習生は、日本語の習得は言うに及ばず、日本の文化・習俗、日本人の気質を理解する必要があり、さらに、それが帰国後、母国で役に立つことになると考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・送出機関への法規制はできない中で、悪質な送出機関と実習生との間の保証金契約などの行為を解消するため、どのような取組を行おうとしているのか、伺いたい。

### 階 猛君（民進）

- ・技能実習制度により介護福祉士の資格を取得した者が、再入国する場合、今回の入管法改正案により創設される在留資格「介護」を取得することができるのか、伺いたい。
- ・技能実習の対象職種への介護の追加及び在留資格「介護」の創設により、具体的にどの程度の人数の外国人の介護人材が

確保できると考えているのか、厚生労働大臣政務官に伺いたい。

- ・国連人権理事会が任命した表現の自由を担当する特別報告者が、記者会見において、特定秘密保護法は、記者を萎縮させるおそれがある旨を指摘したが、この点につき法務大臣の所見を伺いたい。

### 木 下 智 彦君（おおさか）

- ・法務大臣による死刑執行の判断において、犯行の経緯、裁判の内容などのほかに考慮する要素があるか、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・技能実習生の日本語習得等の支援のための日本語スピーチコンテスト等の催しを政府として推奨する必要性について、法務大臣の見解を伺いたい。また、自動車組立て等、現在は技能実習の対象職種となっていない職種についても、日本企業の外国の工場からの外国人受入れについては、政府として補助を行い推進することが国際貢献につながるのではないかと考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。

### 井 出 庸 生君（民進）

- ・「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」にある、倒産等により技能実習が継続できなくなった場合の取扱いの項目の記載は、技能実習を継続させる方向で実習先の変更を幅広く認めている運用と比べて厳しすぎるため、これを実態に合わせて改定する必要があると考えるが、法務省の見解を伺いたい。
- ・「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会中間まとめ」に、介護を技能実習の対象職種に追加するに当たり、様々な懸念に対応するため適切な対応が図られるよう検討を要する事項として掲げられた、移転対象となる適切な業務内容・範囲の明確化、必要なコミュニケーション能力の確保、適切な評価システムの構築等の 7 項目について、きちんと実施されたかどうかは、どのように確認するのか、厚生労働省に伺

いたい。

- ・技能実習生の報酬について、日本人が従事する場合の報酬と同等額以上という要件は、具体的に何かを保障するものではなく十分ではないため、公務員の俸給表のように、地域や職種ごとに報酬の具体的な基準を作成すべきと考えるが、厚生労働省の見解を伺いたい。

## **清 水 忠 史君 (共産)**

- ・高額な保証金等を徴収する悪質な送出国を排除するための二国間取決めを締結できるまでの間は、当該国から技能実習生を受け入れるべきではないと考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・入管法改正案において、偽装滞在者に対する罰則を設けることとなっているが、その根拠としている近年の偽装滞在者の状況について伺いたい。
- ・在留期間中に技能実習先から失踪したことが摘発により判明したものの、退去強制事由該当性を立証できず、入管法第22条の4第6号に定める3か月の経過を待っている間に所在不明となった技能実習生の数について伺いたい。